

令和4年度海田町監査計画

1 目的

令和4年度に監査委員が行う監査、検査、審査（以下「監査等」という。）を実施するにあたり、海田町監査基準第7条に基づき監査計画を、次のとおり定める。

なお、本計画はやむを得ない理由により変更する場合がある。

2 実施方針

監査等の実施にあたっては、事務の管理及び執行等について、監査基準に基づき法令との適合性及び事務の正確性、事業の経済性及び効率性の確認と有効性の検証を行い、事務の改善につなげることを実施方針とする。

3 監査等の種類・対象・時期

(1) 財務監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、実施する。

ア 定期監査（法第199条第4項）

実施時期は次のとおりとし、各部署における令和4年度の財務に関する事務等を対象とする。ただし、必要と認められる場合には、令和3年度以前も対象とする。

なお、各監査実施予定日の15日前（開庁日）までを目途に、監査資料を提出するよう依頼する。

(ア) 令和4年10月

- ・総務部（総務課・税務課・収税対策室・防災課・デジタル推進課・町民生活課・環境センター）
- ・企画部（企画課・新庁舎整備室・魅力づくり推進課・財政課）

(イ) 令和4年10月

- ・福祉保健部（住民課・社会福祉課・福祉事務所・こども課・ひまわりプラザ・町立保育所・児童館・町民センター・長寿保険課・保健センター）

(ウ) 令和4年11月

- ・建設部（都市整備課・建設課・上下水道課）
- ・会計管理室
- ・議会事務局

(エ) 令和5年1月

- ・教育委員会（図書館・ふるさと館・海田公民館・織田幹雄記念館・

海田東公民館・生涯学習課・学校教育課・町立小中学校)

イ 随時監査（工事監査）（法第199条第5項）

工事の計画，設計，契約，積算，契約及び施工等が法令に適合し，適正に執行されているかどうかを主眼とし，工事監査を実施する。なお，監査委員の職務執行に関わる技術調査業務を適正かつ効率的に行うため，工事等技術調査業務を委託し，技術士派遣による調査を実施する。

（ア）実施時期 令和4年12月頃

（イ）監査の対象 令和4年度に契約及び竣工した請負工事

ウ 随時監査（法第199条第5項）

必要があると認められるとき，定期監査に準じて実施する。

（2）行政監査（法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し，正確で，最少の経費で最大の効果を挙げるようにし，その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

ア 令和2年度不納欠損処理に係る事務

（ア）実施時期 6月

（イ）監査の対象

会計	債権の種類	費目等	担当課等
一般	・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税	款1 町税 項1 町民税・項2 固定資産税・ 項3 軽自動車税	税務課 収税対策室
国保	・一般被保険者国民健康保険税	款1 国民健康保険税 項1 国民健康保険税 目1 一般被保険者国民健康保険税	
一般	・生活保護法に基づく返還金	款21 諸収入 項3 雑入 目2 雑入	社会福祉課 福祉事務所
	・保育所保護者負担金	款13 分担金及び負担金 項1 負担金 目1 民生費負担金	こども課
介護保険	・第1号被保険者保険料	款1 保険料 項1 介護保険料 目1 第1号被保険者保険料	長寿保険課
後期高齢	・普通徴収保険料	款1 後期高齢者医療保険料 項1 後期高齢者医療保険料 目2 普通徴収保険料	
公共下水道	・公共下水道事業受益者負担金	款1 分担金及び負担金 項1 負担金 目2 事業費負担金	上下水道課
	・公共下水道使用料	款2 使用料及び手数料 項1 使用料 目1 下水道使用料	
水道	・水道料金		

(3) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

毎月の出納事務が適法かつ正確に行われているか、また、現金、預金、一時借入金、有価証券等が適法かつ正確に管理・運用されているかを主眼として実施する。

ア 実施時期

毎月20日の実施とする。ただし、やむを得ない理由により変更する場合がある。

(4) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の令和3年度決算について書類の適否を審査するとともに、計数は正確か、予算の執行が適正に行われているかを主眼として実施する。また、定期監査及び例月出納検査の結果も参考として審査を行う。

なお、審査実施予定日の15日前（開庁日）までを目途に、資料を提出するよう依頼する。

ア 実施時期

令和4年6月から7月まで

イ 実施対象

令和3年度海田町水道事業会計決算

同	一般会計歳入歳出決算
同	公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
同	国民健康保険特別会計歳入歳出決算
同	介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算
同	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算
同	後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
同	各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書

ウ その他

6月の水道事業会計決算審査実施日に水道貯蔵品たな卸し検査を行う。

(5) 健全化判断比率等審査（地方自治体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる書類の計数の正確性を検証し、健全化判断比率等が適正かを主眼として実施する。

ア 実施時期

令和4年8月

イ 実施対象

(ア) 令和3年度決算に基づく健全化判断比率

(イ) 令和3年度決算に基づく資金不足比率

(ウ) (ア) 及び (イ) の算定の基礎となる事項を記載した書類

(6) その他

法令の規定により、監査委員が行うこととされている監査等の行為については、法令に基づき、かつ、海田町監査基準の趣旨に鑑み、実施する。

4 実施体制

監査委員は、関係課等から提出させた調書及び関係帳簿等について書面検査を行い、必要に応じて担当者からの説明聴取及び実地検査を行い、事務局職員はその職務の遂行を補助する。

5 結果報告及び公表

(1) 財務監査及び財政援助団体等監査

ア 結果報告

各監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、町長及び議会に提出する。監査報告書には、違法等の指摘にとどまらず、改善、検討を要する事項が認められる場合は、その内容も指摘事項等として記載する。

イ 公表

監査報告書を町長及び議会に報告後、海田町公告式条例に定める掲示場に掲示するとともに海田町ホームページに掲載する。

ウ 指摘事項等に対する措置状況

監査報告書における指摘事項等に対する措置状況については、監査終了後1か月を目途に回答を求め、以降の監査でその取組状況を確認する。

なお、公表は監査報告書の公表と同様の方法で行う。

(2) 例月出納検査

検査終了後、速やかに検査報告書を作成し、町長及び議会に提出する。

(3) 決算審査及び健全化判断比率等審査

ア 結果報告

審査終了後、速やかに意見書を作成し、9月議会告示日までに町長に提出する。

イ 公表

意見書を町長に提出後、海田町ホームページに掲載する。

令和4年度監査予定表

月日	例月出納検査	決算審査等	定期監査等
4/22 (金)	例月出納検査		
5/20 (金)	例月出納検査		
6/20 (月)	例月出納検査		行政監査 (税務・こども)
6/30 (木)		水道事業・たな卸し検査	行政監査 (長寿・社福・上下水)
7/12 (火)		企画部・総務部	
7/14 (木)		こども・住民・長寿	
7/15 (金)		生涯学習・学校教育	
7/19 (火)	例月出納検査	会計・保健セ・社福	
7/20 (水)		建設部・議会	
7/21 (木)		【予備日】	
8/19 (金)	例月出納検査	財政健全化審査	
9/20 (火)	例月出納検査		
10/12 (水)			総務部
10/14 (金)			企画部
10/19 (水)			保健セ・社福・住民
10/20 (木)	例月出納検査		
10/21 (金)			こども・長寿
11/11 (金)			都市整備・建設
11/15 (火)			上下水道・会計・議会
11/21 (月)	例月出納検査		
12月 (未定)			随時監査 (工事監査)
12/20 (火)	例月出納検査		
1/10 (火)			学校教育
1/12 (木)			生涯学習
1/20 (金)	例月出納検査		
2/20 (月)	例月出納検査		
3/20 (月)	例月出納検査		

※ 都合により、日程を変更する場合がある。